

令和5年12月20日

令和5年度川西市老連「単老会長会議」次第

1. 会長挨拶

2. 川西警察署による特殊詐欺の講話

兵庫県川西警察署 生活安全課 特殊詐欺プロジェクトチーム 中川警部補
生活安全課 特殊詐欺プロジェクトチーム 大本巡査長

3. 令和5年度兵庫県老連会長表彰（育成功労者）にかかる表彰式

出在家友和会 金田 明三
鼓ヶ滝木犀会 田中 雄二
緑が丘緑寿会 北 賢二
黒川楽生会 北野 正
南の坂クラブ 藤井 徳三
久代3丁目ファインクラブ 越智 武司

4. 市補助金等の見直しに対する市老連の今後の方針について

別紙資料

市補助金等の見直し、および市老連の今後の方針

川西市老人クラブ連合会会長 岡田 譲介
総務部長 前田 憲男

I. 川西市補助金等の見直しに関する方針

全ての補助金、補助金と同様の人的支援の性格を有する団体事務局事務、経済的支援の性格を有する減免、土地・建物の無償貸与等を見直しの対象とする。

(※詳細は市HPに掲載されている「川西市補助金等の見直しに関する方針」を参照)

1. 補助金

- 団体運営補助(団体の運営経費への補助)から事業奨励補助(団体が実施する具体的な取り組みへの補助)へ移行する。
- 市の施策に合致した効果が見込まれる取り組みを補助の対象とする。

2. 団体事務局事務

- 行政監査で、市職員が補助金交付団体の団体事務局を担い、通帳・現金の管理を行なっていることについて指摘があった。
- 他の自治体での判例で、団体事務局を市職員が行なうことは、限定的な場合に限られるものであり、地方公務員法の職務専念義務に違反することのないようその適否を慎重に判断すべきとの指摘があった。
- 市は団体事務局事務を担わないことを原則として見直しを実施する。
- 見直し時期は令和6年度から。

3. 施設利用における使用料の減免

- これまで市と利用団体で共通するための統一的な基準がなかったため、統一的な基準を作成する。
- 受益と負担の公平性を確保する観点から、減免は特例的な措置として限定的な運用とする。
- 減免の対象は、広く市民を対象としたもの、かつその便益が市民に還元されるものとし、団体の経常的な活動は減免対象外とする。
- 令和7年4月1日から当該基準を適用、令和5年度、6年度は準備及び周知期間とする。

4. 土地・建物の無償貸付

- 無償貸付等について、その対象や使用目的がかならずしも明確でなかったため、統一的な基準を作成する。
- 受益と負担の公平性を確保する観点から、無償貸付は特例的な措置として限定的な運用とする。
- 令和7年度末までは現状維持、令和8年度から新基準を適応。

II. 上記見直しの市老連への影響

1. 補助金

- 見直しの対象は、市単独財源負担分であり、具体的には単位老人クラブの96,000円のうち加入促進の6,000円、小規模クラブの24,000円、および老人クラブ連合会に対する補助金の120,000円。
- 新たな事業奨励補助金の詳細な内容は未定だが、一般の高齢者(非会員)を対象に実施した事業に対し補助する方向性で市が検討中。

2. 団体事務局事務

- これまで市地域福祉課が市老連事務局を担っていたが、今後は団体が事務局事務を行なう。
- 事務局の所在はキセラ川西プラザ2Fの事務所となる。
- 令和6年3月までに引継ぎを終え、令和6年4月よりスタート。
- 事務移管に必要な事務機購入等の費用に対し、市から新たな補助は出ない。

3. 施設利用における使用料の減免

- 市老連の経常的な活動や本来活動、市老連運営のための会議など、成果が主に市老連に還元される活動は減免の対象外とする。
- これまで、市老連の行事等は減免により無償で施設を利用できていたが、令和7年度以降は経常的な活動として減免対象外となるため、施設使用料の負担が発生する。
- 新基準に「不特定多数(老人会会員以外の参加)が無償または実費弁償程度の料金で参加可能なイベントで使用する場合は減免率50%」との基準があり、行事の参加対象を非会員に広げることで、50%減免が適応できるか市と協議中である。

4. 土地・建物の無償貸付

- キセラの市老連事務所について、これまで無償で貸付をうけていたが、令和8年度から新基準により75%減免(25%は使用料負担)に変更となる。
- 具体的な金額はまだ示されていないが、年間20~30万円の使用料負担となる想定。

III. 市老連の今後の方針と単位クラブへの影響

1. 事務移管に必要な事務機購入等の費用に補助を行なうこと、施設利用における使用料の減免措置の適用を引き続き行なうこと、2点について、市長へ要望し、近日中に市長と話し合う予定。
2. 団体事務局事務の見直しにより、役員の事務負担の増が想定されるため、組織の見直し(総務部とIT推進部と広報部を統合)により役員の負担軽減を図る。
3. 令和7年度以降、市老連の行事開催にあたり施設使用料の経費が発生するため、行事の見直しを行なう。具体的には、ニーズの高い事業については参加費の値上や経費の削減により継続し、ニーズの低い事業については統合や廃止を検討する。
4. 市より、行事の参加対象を非会員に広げることで50%減免が適応できる方針が示された場合は、それに沿って、参加対象者を非会員に広げ行事を開催する。その場合、会員と非会員で不公平が出ないよう、待遇を差別化する必要がある。
5. 単位老人クラブへの資料の配布は、極力理事会で持ち帰りして頂き、切手代等の経費の節減につとめる。
6. 最終赤字が出ないように改善内容を精査し、令和6年度の予算で試算する。

以上

単老会長会議座席表

スクリーン

表彰ステージ

プロジェクト

事務局	瓜生 理事	山本 理事	中田 理事	越智 理事	夏目 理事	藤田 副会長	前田 会長	宮前 副会長	星理事	前西	島川 理事	庄田 理事	川西警察署 生活安全課
9.小戸さくら会	23.南花屋敷善業 会	38.下加茂加寿会	54.湯山台藤の会	60.鼓ヶ滝木犀会	80.黒川楽生会	94.見野東悠友会	103.下加茂睦会	115.シャンテ・シニア会	124.加茂第四わかば会				
14.栄クラブ	26.出在家友和会	39.加茂第三加寿会	55.鶯台クラブ	68.清和台いきいき元気クラブ	82.大和友愛クラブ	96.錦友会	106.下財長生会	116.花咲く丘の街シニアの会	125.長尾健幸クラブ				
19.高砂会	34.はぎの会	41.加茂第五加寿会	56.新田長寿会	71.見野樂友クラブ	90.かすみサクラ会	99.山原長寿会	107.久代健勝クラブ	117.東方山の手クラブ					
21.南花屋敷寿会	35.松友会	44.摂代樂友クラブ	58.東多田東寿会	72.東野東栄会	92.鶯友会	100.南花屋敷第二丸の内町若葉寿会	109.丸の内町若葉寿会	121.加茂田地桃源クラブ					
22.東雲若竹会	37.加茂第一加寿会	53.西町さわやかクラブ	59.西多田寿年会	74.緑が丘緑寿会	93.北摂台自治会平成会	101.美園町さつき会	113.南の坂クラブ						